

九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和3年1月29日（原発本第296号）

補正年月日等：

令和3年7月28日（原発本第79号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：川内原子力発電所

所在地：鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山

3. 発電用原子炉施設の出 force 及び周波数

出力： 1, 780, 000 kW

第1号機： 890, 000 kW（今回申請分）

第2号機： 890, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

計測制御系統施設

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

放射性廃棄物の廃棄施設

1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備

（6）廃棄物貯蔵庫

・固体廃棄物搬出検査棟（1,2号機共用）

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

（14）減容・固化設備に係る焼却装置、熔融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器

・ベイヤ（1,2号機共用）

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

放射線管理施設

1 放射線管理用計測装置

(1) プロセスモニタリング設備

へ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置

常設

・廃棄物搬出設備試料採取装置 (1, 2 号機共用)

(2) エリアモニタリング設備

へ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置

常設

・分別前処理室エリアモニタ (1, 2 号機共用)

2 換気設備 (中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの (非常用のものに限る。)) 並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。)

(4) 送風機

常設

・圧縮固化処理棟給気ファン (1, 2 号機共用)

(5) 排風機

常設

・圧縮固化処理棟排気ファン (1, 2 号機共用)

(6) フィルター (公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)

常設

・圧縮固化処理棟排気フィルタユニット (1, 2 号機共用)

3 生体遮蔽装置 (一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、外部遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。)

・廃棄物搬出設備遮蔽 (1, 2 号機共用)

4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 放射線管理施設に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

4 火災防護設備

1 火災区域構造物及び火災区画構造物

- ・廃棄物搬出建屋（1, 2号機共用）

2 消火設備

(1) ポンプ

常設

- ・廃棄物搬出設備電動消火ポンプ（1, 2号機共用）
- ・廃棄物搬出設備ディーゼル消火ポンプ（1, 2号機共用）

(2) 容器

常設

- ・廃棄物搬出設備消火用水タンク（1, 2号機共用）
- ・ハロンボンベ（圧縮固化処理棟用）（1, 2号機共用）

(5) 主配管

常設

- ・主配管（1, 2号機共用）

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 火災防護設備に係る工事の方法

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：廃棄物搬出設備の設置

6. 申請理由

川内原子力発電所1号機及び2号機の運転に伴って発生する雑固体廃棄物を、所外の埋設施設に搬出することを目的として、固体廃棄物の圧縮減容を行う設備、搬出検査前後の貯蔵保管を行う設備等で構成する廃棄物搬出設備を設置する。